資料-5

第14回 維持管理·環境管理専門委員会 2016年5月10日

寄付金の取り扱いに関する協議会設置要綱の改正と細則の設置(案)

1. 寄付金について

○平成27年12月7日の第41回協議会の意見

将来の本格的な組織体制や資金確保方策は引き続き検討していくが、当面の資金管理が必要なので、現時点で可能な方法を細則として設けてルールを明確にすることとする。



○現時点で、可能な方法として、寄付金等の取り扱い細則の案を考えてみました。

【背景】

- ●これまでの協議会で、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会が自立的・継続的に活動していくためには、資金の確保が必要との意見が出されています。
- ●これまでは、イベントに必要な活動資金については、イベント参加者からの参加費の徴収と、公益財団法人サイサン環境保全基金からの助成および協賛企業からの寄付によってまかなってきました。他の手段での資金確保は行っていません。また、助成申請や企業からの寄付も広報WGの作業部会である「イベント実行委員会」が、イベントを実行するために行ってきました。
- ●これからは、自然再生のための維持管理を実施していくために、多様な方法で資金を確保していくことが必要となります。
- ●すぐにできる資金確保の方法である「寄付金等」について、適正な管理ができるよう、協議会設置要綱の改正と寄付金等の取り扱いを定めた細則の案を考えてみました。
- ※「助成」を拡大していくためには、基金の設立や法人化が必要となりますが、これについては、今後、維持管理・環境管理専門委員会で検討を行うこととしています。

設置要綱 (現行)

荒川太郎右衛門自然再生協議会 設置要綱 (6期)

第1章 総則

(設置)

第1条 自然再生推進法(平成14年法律第148号(12月11日公布))第8条 に規定する自然再生協議会を設置する。

(名称)

第2条 この自然再生協議会は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下 「協議会」と称する)という。

(自然再生事業対象地区)

第3条 協議会で、協議対象とする自然再生事業対象地区は、荒川水系荒 川50.4kmから54.0km間右岸に存する荒川旧流路および連担する 地区とする。

2 自然再生事業対象地区の名称を太郎右衛門自然再生地という。

第2章 目的および協議会所掌事務

(目的)

第4条 太郎右衛門自然再生地における自然再生事業を実施するに当たり、構想策定や調査設計など、初期の段階から事業実施、実施後の維持管理に至るまで、必要となる協議を行うことを目的とする。

(協議会所掌事務)

第5条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 太郎右衛門自然再生地の自然再生全体構想の作成を行う。
- (2) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業実施計画の案の協議を行う。
- (3) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施に係る連絡調整を行う。
- (4) 太郎右衛門自然再生地の自然再生事業の実施箇所の維持管理に係る連絡調整を行う。

設置要綱(改正案)

荒川太郎右衛門自然再生協議会 設置要綱 (6期)

第1章 総則

(設置)

第1条 (変更無し)

(名称)

第2条 (変更無し)

(白然再牛事業対象地区)

第3条 (変更無し)

第2章 目的および協議会所掌事務 (目的)

第4条 (変更無し)

(協議会所掌事務)

第5条 (変更無し)

設置要綱(現行)

設置要綱(改正案)

第3章 委員

(委員)

第6条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- 1. 公募による個人または団体若しくは法人の代表者
- 2. 地域の自然環境に関し専門的知識を有する者
- 3. 関係地方公共団体の職員
- 4. 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、本要綱を規定する日から平成30年3月31日までとする。ただし、任期経過後、新たな委員が決定するまでの間は、会長が必要と認めた場合、当該任期の終了した委員がその職務を行うことができるものとする。

3 第1項第1号に掲げる委員の任期期限を経過した後の委員は、任期が経過する日までに、個人または団体若しくは法人の代表者に対し公募を行う。

4 委員の再任は、妨げない。

(途中参加委員)

第7条 途中参加委員となろうとする者が、第16条に規定する事務局に、 途中参加委員となる意志を規定の書式により提出し、かつ資格条件 を満たした場合に委員となることができる。

2 途中参加委員の任期は、第6条に規定する委員の任期と同じとする。

(委員資格の喪失)

第8条 委員は、次の事由によって、その資格を喪失する。

- (1) 辞任
- (2) 死亡、失踪の宣告又は委員が属する団体若しくは法人の解散
- (3) 解任

(辞任)

第9条 委員は、何時でも辞任することができる。なお、辞任しようと する者は、第16条に規定する事務局に、辞任について文章を提出 しなければならない。 第3章 委員 (委員) 第6条 (変更無し)

(途中参加委員) 第7条 (変更無し)

(委員資格の喪失) 第8条 (変更無し)

(辞仟)

第9条 (変更無し)

設置要綱 (現行)

設置要綱(改正案)

(解任)

第10条 この協議会の名誉を傷つけまたはこの協議会の目的若しくは、 自然再生推進法および自然再生推進法に規定する自然再生基本方針 に反する行為があったときは、第12条に規定する協議会の会議の 出席委員の過半数以上で議決し、解任することができる。 2 除名されようとする者には、第12条に規定する協議会の会議に て、議決する前に、弁明する機会が与えられなければならない。

第4章 会長および副会長

(会長および副会長)

- 第11条 協議会に会長および副会長を各1名置き、委員の互選によりこれを規定する。
 - 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、必要に応じ会長の職務を代理する。
 - 4 任期経過後、後任の会長及び副会長が決定するまでは、その職務を継続する。

第5章 会議および専門委員会

(協議会の会議)

- 第12条 協議会の会議は、会長が召集する。
 - 2 協議会の会議の議長は、会長がこれに当たる。
 - 3 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合若しくは、委員より専門的知見を有する者の意見聴取の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。
 - 4 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的協議を必要と認める場合若しくは、委員より専門的協議の発議があり第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得た場合、協議会の会議と別に専門委員会を設置し専門的協議を要請することができる。

(解任)

第10条 (変更無し)

第4章 会長および副会長 (会長および副会長) 第11条 (変更無し)

第5章 会議および専門委員会 (協議会の会議) 第12条 (変更無し)

設置要綱 (現行)

設置要綱(改正案)

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会の専門委員は、協議会に参加するものから選任する。
 - 2 専門委員会は、議事の進行に際し必要となる専門的知見を有する者の意見を聴取することができる。
 - 3 専門委員会は、協議会から付託される専門的事項について協議し、 第12条に規定する協議会の会議に報告する。

(公開)

- 第14条 協議会の会議および専門委員会は、原則公開とする。
 - 2 協議会の会議および専門委員会の開催について、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行うとともに、記者発表を行う。
 - 3 協議会の会議および専門委員会の資料は、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。
 - 4 協議会の会議および専門委員会の議事録は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、荒川上流河川事務所ホームページでの公開を行う。

(守秘義務)

第15条 協議会委員は、協議会で知り得た生物に関する情報のうち、保護の観点から非公開とした情報を外部へ漏らしてはならない。この守秘義務は委員を辞した後も同様とする。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第16条 協議会の円滑な運営に資するために運営委員会を設ける。詳細については、別途、運営委員会規約を定める。

第7章 事務局

(事務局)

第17条 協議会の会務を処理するために荒川上流河川事務所に事務局を設ける。

(事務局の所掌事務)

第18条 事務局は、協議会の庶務を行う。

(専門委員会)

第13条 (変更無し)

(公開)

第14条 (変更無し)

(守秘義務)

第15条 (変更無し)

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第16条 (変更無し)

第7章 事務局

(事務局)

第17条 (変更無し)

(事務局の所掌事務)

第18条 (変更無し)

設置要綱 (現行)

設置要綱(改正案)

第8章 補則

(要綱施行)

第19条 この要綱に規定することの外、要綱施行および協議会の運営に 関して必要な事項は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経 て、会長が別に規定する。

(要綱改正)

- 第20条 この要綱は、第12条に規定する協議会の会議の合意を経なければ、改正することはできない。
 - 2 改正に関する協議をするときは、以下に掲げるときとする。
 - 1 協議会の委員の発議により第12条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得たとき。

附則

- 1. この要綱は、平成15年7月5日から施行する。
- 2. この要綱は、平成17年6月11日から施行する。
- 3. この要綱は、平成19年10月21日から施行する。
- 4. この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
- 5. この要綱は、平成23年6月19日から施行する。
- 6. この要綱は、平成25年7月29日から施行する。
- 7. この要綱は、平成25年12月3日から施行する。
- 8. この要綱は、平成26年8月29日から施行する。

第8章 補則

(寄付金等)

第19条 協議会は荒川太郎右衛門地区の自然再生のために、寄付金等を得ることができる。

2 寄付金等の使途については、第 6 条に規定する協議会の会議の出席委員の合意を得るものとする。

(要綱施行)

第20条 (変更無し)

(要綱改正)

第21条 (変更無し)

附則

- 1. この要綱は、平成15年7月5日から施行する。
- 2. この要綱は、平成17年6月11日から施行する。
- 3. この要綱は、平成19年10月21日から施行する。
- 4. この要綱は、平成21年8月1日から施行する。
- 5. この要綱は、平成23年6月19日から施行する。
- 6. この要綱は、平成25年7月29日から施行する。
- 7. この要綱は、平成25年12月3日から施行する。
- 8. この要綱は、平成26年8月29日から施行する。
- 9.この要綱は、平成28年●月●日から施行する。

3. 寄付金等の取り扱い細則(案)

寄付金等の取り扱い細則(案)

荒川太郎右衛門地区自然再生協議会寄付金等に関する取り扱い細則

(主旨)

第1条 この細則は、荒川太郎右衛門地区自然再生協議会設置要綱(以下「協議会設置要綱」という。)第19条に基づく寄付金等の取扱いについて定める。

(定義)

第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭(助成金含む)をいう。

(寄付金等の使途)

- 第3条 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(以下、「協議会」という)は、寄付金等を荒川太郎右衛門地区自然再生事業に関する次の事業・取組を支援するために活用する。
 - (1) 旧流路(上・中・下池)の保全・再生
 - (2) 湿地環境の拡大
 - (3) 河畔林の保全・再生
 - (4) 荒川太郎右衛門地区の維持管理
 - (5) 広報啓発
 - (6) 調査研究・モニタリング
 - (7) その他荒川太郎右衛門地区自然再生に関すること

(使途の特定)

第4条 寄付者は寄付金等の使途を特定することができる。寄付者が使途を特定しない場合は、協議会が使途を特定するものとする。

(管理)

- 第5条 協議会は、寄付金等の管理を行うために<mark>寄付金等管理事務局を</mark>
 ●●に設置する。
 - 2 寄付金等管理事務局は次の実務を担当する。
 - (1) 協議会名義の口座の通帳等の管理
 - (2) 寄付金等の出納管理等の会計事務
 - (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
 - (4) 資料・領収書等の送付
 - (5) 第6条に規定する業務
 - (6) その他、寄付金等の管理に関する業務

(協議会への報告・承認)

第6条 寄付金等管理事務局は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。

(監査)

- 第7条 寄付金管理事務局に監査員2名を置く。
 - 2 監査員は、協議会の議決に基づいて協議会会長が任命する。
 - 3 監査員は、寄付金等の使途、収支等について監査する。結果は協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。
 - 4 監査員の任期は、就任日から翌年度の最初の協議会までとし、再 任を妨げない。

(細則の改定)

第8条 この細則の改訂は、協議会の承認を経て、協議会長が決定する。

1. この細則は、平成●年●月●日から施行する。

4. 参考事例(石西礁湖自然再生協議会

石西礁湖自然再生協議会寄付金等細則

(趣旨)

第1条 この細則は、石西礁湖自然再生協議会規約第16条(寄付金等)に基づく基金等の運営に関 し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この細則において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等 (寄付、利用料の徴収、負担金等)をいう。

(基金の設置)

第3条 石西礁湖自然再生協議会(以下、協議会という)は、寄付者から収受した寄付金等を適正に 管理運用するために、「石西礁湖サンゴ礁基金」(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の使涂)

- 第4条 協議会は、基金を石西礁湖自然再生事業に関する次の事業・取組を支援するために活用する。
- (1) 撹乱要因の除去
- (2) 良好な環境創成
- (3) 持続可能な利用
- (4) 意識の向上・広報啓発
- (5) 調査研究・モニタリング
- (6) 活動の継続
- (7) 本基金の運営・広報
- (8) その他、サンゴ礁の保全・再生に関すること

(運営委員会)

- 第5条 協議会は、基金の適正な運営を行うため、「石西礁湖サンゴ礁基金運営委員会」(以下、「運 営委員会」という。)を置く。運営委員会は協議会と協議しながら基金の運営を行う。
- 2 運営委員は、協議会の議決に基づき、協議会委員の中から協議会会長が任命する。
- 3 運営委員の任期は、就任日から翌事業年度の最初の協議会までとし、再任を妨げない。
- 4 運営委員会は、代表1名、委員若干名で構成され、代表は、運営委員の互選によって選出する。
- 5 運営委員会は、基金事務局の選定、及び寄付金等の使途を審議し決定する。
- 6 運営委員会は、決定された寄付金等の使途を協議会に報告し承認を得るものとする。なお、緊 急を要す場合は事後承認を得るものとする。
- 7 運営委員会の議決は、原則として全会一致とするが、議論を経ても結論が得られない場合は委 員による多数決とする。
- 8 運営委員会は、必要に応じて代表がこれを召集する。

(基金事務局)

- 第6条 協議会は、基金の事務を円滑に行うために基金事務局を設置し、次の実務を担当する。
 - (1) 協議会名義の口座の通帳等の管理
 - (2) 本基金の出納管理等の会計事務
 - (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
 - (4) 資料・領収書等の送付

- (5) 第12条に規定する業務
- 注)基金の法人化にともない、この細則は廃止 されています。協議会規約からも寄付は削除さ
- (6) 運営委員会の開催等に係る事務 (7) その他、本基金の運営に関する業務 れています。
- 2 協議会は、基金事務局の業務の全部または一部を、外部の第三者に委託することができる。

(寄付者)

第7条 基金へ寄付を求める寄付者等については、国、地方自治体、団体、企業、個人等とする。

(支援者)

第8条 協議会は、本基金の広報、寄付を呼びかけるため、著名人や団体等を支援者(サンゴサポー ター)とすることができる。

(寄付金等の使涂指定)

第9条 寄付者は、自らの寄付金等の使涂を協議会の趣旨の範囲内においてあらかじめ指定できる。

(基金の運用・管理)

- 第10条 本基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管し、積 み立てを行う。
- 2 基金の運用・活用から生ずる収益は、この基金に繰り入れる。

(基金の収益処理)

第11条 本基金は、その設置の目的を達成するため、第4条各号の使途に要する費用に充てる場合に 限り、その全部又は一部を処分することができる。

(協議会への報告等)

第 12 条 運営委員会は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、協議会の承認を得るもの とする。

(運用・使途の公表と報告)

第13条 協議会は、本基金の運用状況と使途について定期的に公表するとともに、寄付者に報告する。

(事業年度と会計年度)

第14条 本基金の事業年度及び会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(監査)

第15条 本基金に監査員2名を置く。

- 2 監査員は、協議会の議決に基づいて協議会会長が任命する。
- 3 監査員は、本基金の会計についてその運営状況を監査する。結果は協議会に報告し、協議会の承 認を得るものとする。
- 4 監査員の任期は、就任日から翌事業年度の最初の協議会までとし、再任を妨げない。

(細則の改定)

第16条 この細則を改定するには、協議会の承認を得なければならない。

附則

この細則は、平成20年10月24日より施行する。

4. 参考事例(阿蘇草原再生協議会)

阿蘇草原再生協議会募金規約

(趣旨)

第1条 この規約は、かけがえのない阿蘇の草原環境を次世代に引き継いでいくため、阿蘇草原再生協議会が収受する寄付金等を円滑に運営し、草原の恵みを享受する幅広い人々の参画のもとで取組を進めることを目的として、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規約において「寄付金等」とは、個人や団体等の意志や了解によって支払われる金銭等(寄付、利用料、負担金等)をいう。

(募金の設置)

第3条 阿蘇草原再生協議会(以下、「協議会」という)は、寄付者から収受した寄付金等を適正に管理運営するために、「阿蘇草原再生募金」(以下「募金」という。)を設置する。

(募金の使途)

第4条 協議会は、募金を協議会または協議会構成員が行う阿蘇草原再生に関する次の活動を支援するために活用する。

- (1) 草原の維持管理
- (2) 草原利用・維持管理の担い手づくり
- (3) 草原景観の保全及び生物多様性の保全
- (4) 草原環境学習の実施
- (5) 調査研究・モニタリング
- (6) 本募金の運営・広報
- (7) その他、阿蘇草原の保全・再生に関すること
- 2 支援対象とする活動及びその実施者については、幹事会において案を作成し、第5条に定める「阿蘇草原再生募金委員会」による助言を受けた上で、協議会において決定する。

(募金委員会)

第5条 協議会は、募金の適正な運営を行うため、構成員以外から成る「阿蘇草原再生募金委員会」(以下、「募金委員会」という。)を置く。

2 委員は、協議会の議決に基づき、協議会会長が任命するものとし、募金委員会の運営 は、別に定める「阿蘇草原再生募金委員会設置・運営規則」に基づいて行う。

(募金事務局)

第6条 協議会は、募金の事務を円滑に行うために募金事務局を設置し、次の実務を担当させる。

- (1) 本募金の出納管理等の会計事務
- (2) 支援対象の選定に関する事務
- (3) 寄付者等外部からの問い合わせへの対応
- (4) 資料・領収書等の送付
- (5) 第5条に規定する募金委員会の運営
- (6) 第12 条に規定する報告等
- (7) その他、本募金の運営に関する業務
- 2 募金事務局は、阿蘇草原再生募金専用の口座を開設し、その管理を行う。

3 募金事務局は、公益財団法人阿蘇グリーンストックに置く。

(寄付者)

第7条 募金へ寄付を求める寄付者等については、国、地方自治体、団体、企業、個人等 とする。

(支援者)

第8条 協議会は、本募金の広報、寄付を呼びかけるため、著名人や団体等を支援者(阿蘇草原再生サポーター)とすることができる。

(寄付金等の使途指定)

第9条 寄付者は、自らの寄付金等の使途を協議会の趣旨に基づく第4条の範囲内においてあらかじめ指定することができる。

(募金の運用・管理)

第 10 条 本募金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により 保管し、積み立てを行う。

2 募金の運用・活用から生ずる収益は、この募金に繰り入れる。

(募金の収益処理)

第 11 条 本募金は、その設置の目的を達成するため、第4条各号の使途に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(協議会への報告等)

第 12 条 募金事務局は、寄付金等の使途、収支等について協議会に報告し、協議会の承認を得るものとする。

2 前項の報告にあたり、事前に募金委員会による監査を受けなければならない。

(運用・使途の公表と報告)

第 13 条 協議会は、本募金の運用状況と使途について定期的に公表するとともに、寄付者に報告する。

(事業年度と会計年度)

第 14 条 本募金の事業年度及び会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(規約の改定)

第15条 この規約を改定するには、協議会の承認を得なければならない。

附則

この規約は、平成22年3月10日より施行する。

平成23年9月6日 一部改正

4. 参考事例(釧路湿原)

釧路湿原自然再生協議会基金運用細則

第1章基金

(予算)

第1条 協議会は、釧路湿原自然再生推進のための寄付金及びその利息を基金とすることができる。

2 基金は次年度に繰り越すことができる。

(運用状況の報告)

第2条 会長は、基金の運用について、基金の額及び年度末における現在高を示す当該年度の基金の運用状況、次年度の使用計画を整理し、協議会に報告し承認を受けなければならない。

2 基金の運用に関する事務は、協議会運営事務局が行う。

第2章 決 算

(現金出納簿)

第3条 会長は、収入及び支出について、これを現金出納簿に整理しなければならない。 (決算説明資料の提出)

第4条 会長は、会計年度終了後2ヶ月以内に、次の各号に掲げる歳入歳出決算説明資料を監事 に提出し監査を受けなければならない。

- (1)決算報告書
- (2)現金出納簿
- (3)その他必要な書類
- 2 会長は、歳入歳出決算について協議会に報告しなければならない。
- 3 歳入歳出決算に関する事務は、協議会運営事務局が行う。

第3章 監事

(監事)

第5条 監事は2名とする。

2 監事は、協議会での委員の互選によりこれを定める。

第4章補則

(細則改正)

第6条 この細則は、要綱第5条に規定する協議会の委員の発議により、協議会の会議の出席委員の同意を得たうえで、会長が改正することができる。

附則

この細則は、平成25年2月19日から施行する。